

令和 4 年度 (2022 年度)

事業報告書

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会

全体総括

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

- 地域福祉関係
- 法外援護救済関係
- 心身障がい(児)者福祉関係
- ひとり親(母子・父子等)家庭福祉関係
- 老人福祉関係
- 青少年福祉関係
- 表彰関係
- 低所得者福祉関係
 - 生活福祉資金貸付事務受託関係(県社協委託事業)
 - 生活困窮者等自立相談支援事業関係(県社協委託事業)
 - 福祉金庫の設置・運営
- 権利擁護関係
 - 法人後見事業関係(町補助事業)
 - 地域福祉権利擁護事業関係(町補助事業・県社協委託事業)

2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

- ボランティア推進関係
- 善意銀行の設置・運営

3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

- 福祉啓発関係
- 各種福祉団体への助成
- 調査広報関係

4. 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- 各種募金活動への協力(日赤、共募)

在宅福祉事業状況関係

- 介護用品等の無料貸出

受託事業関係

- 高齢者ホームサポート事業状況
- 食の自立支援事業状況
- 生きがい活動通所支援事業状況
 - 介護予防はつらつ元気づくり事業状況
 - 介護予防型ミニデイふれあい事業状況
- 心配ごと相談事業状況
- 老人福祉センター利用状況集計表

介護保険事業等状況関係

- 居宅介護支援事業等状況
- 訪問介護事業等状況
- 通所介護事業状況

障がい者居宅介護事業状況関係

- 居宅介護事業等状況

事務局関係

- 役員会等
- 実習受入関係
- 職員研修・会議等(年間活動 報告表)
- 職場内研修関係
- 各種団体事業への協力
- その他

市町村社協経営指針3つのポイント

市町村社協の使命は、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりの推進です。

1. あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築(包括的な支援体制づくり)
2. 社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織の再編
3. 市町村圏域を越えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進

(令和2年7月第2次改訂)全国社会福祉協議会と地域福祉推進委員会が作成

社会福祉協議会職員行動原則

ー私たちがめざす職員像ー

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や業務に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

社協・生活支援活動強化方針

～地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性～

【あらゆる生活課題への対応】

1. 地域住民、関係団体、関係機関と協働し、生活課題解決や予防に向けての取り組みを行います。

【相談・支援体制の強化】

2. 総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

【アウトリーチ(地域へ出向く)の徹底】

3. 制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見する。

【地域のつながりの再構築】

4. 地域住民、関係団体、関係機関と協働し、だれも排除しない地域社会づくりを進めます。

【行政とのパートナーシップ】

5. 行政と協働で行うことが必要である、地域における、総合的な相談・生活支援体制の構築や権利擁護支援体制整備などを働きかける。

人が大好き！ 社協が大好き！ 大津町が大好き！

令和 4 年度(2022 年度)

事業報告

全体総括

はじめに

大津町社会福祉協議会は、公共性の高い非営利的な地域福祉事業と、本会が受託運営する公共的な在宅支援の福祉サービス(介護予防生活支援事業等)、介護保険事業等とを有機的に融合させながら、住民に寄り添い、地域ニーズに適切に対応することを旨とし、柔軟性を発揮した事業展開を行ってきました。令和 4 年度は、長期化する新型コロナ感染症への対応を継続しながら、地域での助け合いや繋がりが途切れることがないように創意工夫して事業を行いました。年間を通しては在宅福祉サービス事業の利用者の伸び悩みが顕著となっており、社協の自主財源からの補てんが常態化している委託事業については委託元と適切な委託料設計について協議し見直しを図るほか、ファンドレイジングの視点を以って寄附金を含む自主財源の確保に努め財政の安定化を図り、地域福祉と経営を両立していくことが重要な課題となっています。

地域福祉事業

「共に支え合う地域コミュニティづくり～大津モデルの実現～」を基本理念とする『第 3 期地域福祉計画・地域福祉活動計画』に基づき地域福祉事業と、その計画推進を下支えする社協の組織体制を強化する計画『第 2 期社会福祉協議会発展・強化計画』を継続し実施しました。町と協働で取り組んでいる地域福祉推進事業(町受託事業:地域づくり推進事業)は、コロナ状況下で通常地域支援活動に制限がある中、地域福祉推進懇談会の小学校区毎の実施、小地域福祉活動実践地区 16 地区(+1)での活動支援、町関係各課との事務局会議、36 行政区より選出された地域福祉推進委員 59 名への委嘱状交付と中学校区毎の研修会実施、4 区での防災や避難に係る座談会を実施しました。

低所得者支援

新型コロナ感染症の影響で収入が低下した方に対しては、町と協働で福祉金庫特例貸付を運営し 286 件の相談に応じ、14 件、28 万を貸付けました。生活福祉資金緊急小口特例貸付や総合支援資金窓口では 192 人の相談に応じ、55 件、総額 1 千 685 万円を貸付申請し、13 件(申請 5 件)の住居確保給付金に関する相談に対応しました。貸付事業の非該当者には、食糧支援(米・レトルト食品等)を行いました。県社協より受託している生活困窮者等自立相談支援事業は、主任相談支援員 1 名と相談窓口担当者 2 名(コロナ関連対策で 1 名増)を配置して 83 人の相談に応じ、1,104 件の相談を受け、家計改善支援事業者(グリーンコープ)と連携して生活全般の課題解決を支援し、本町の生活困窮者対策(失業や低所得世帯)の一助を果たしました。過去 2 年にわたり代替事業として実施した「年越しフードパントリー」は、今年度「支え合いフードパントリー事業」として事業化し、ひとり親家庭福祉協議会や民生委員児童委員協議会、役場福祉課や環境保全課と協働で取り組みました。SDGS やフードロス活動をコロナ状況下で収入が減少した世帯や生活困窮世帯への支援に繋げる仕組みを作りました。

介護保険事業

「居宅介護支援事業」(ケアプラン作成管理)では、在宅生活継続支援を念頭に、よりきめ細かな支援ができるよう自立支援型のケアプラン作成に努めました。「訪問介護事業」は従事者不足の中、サービス提供責任者が関係各所へ情報提供するなどして利用者の掘り起こしに努めましたが、利用者増には至らず、厳しい事業展開となりました。「通所介護事業」も訪問介護事業同様、従事者不足と利用者確保に難航しましたが、一定の収入を保ち、他の不安定な事業への収入補填を行いました。介護職員の処遇改善では、職員研修会による資質向上を行うとともに、ヘルパー従事者へは「ヘルパー手当」の支給を開始し、一層の処遇改善に取り組みしました。

受託事業関係

介護保険を申請して、非該当だった方や外出する機会の少ない虚弱な高齢者の方々に対しては、町より様々な介護予防・生活支援事業を受託し、要介護状態にならない自立した生活が営めるよう支援しました。「介護予防はつつ元気づくり事業」では、介護予防を目的とした生きがいづくり、趣味活動の促進、健康推進担当課や地域包括支援センターと協働での体力測定等を実施しましたが、利用者が増えず、受託事業でありながら、本会の自主財源から多額の補てんが必要となりました。月1回、地域の集会所等26地区で行う「介護予防型ミニデイふれあい事業」では、新型コロナの感染状況に応じて電話での健康状況確認を行った時期もありましたが、極力対面での実施に努め、介護予防を目的とした運動器機能向上に重点的に力を入れて在宅支援を継続しました。「食の自立支援事業」では、令和4年度より自己負担金の口座振替を導入開始したことで、現金取扱いのリスク回避を図ることができたほか、配達時に住民ボランティアと利用者がゆとりを持って交流できるようになりました。「高齢者ホームサポート事業」では、在宅生活の維持継続の為、日常生活援助に努めました。障害児・者福祉サービスの居宅介護、同行援護等(ホームヘルプサービス)は、新型コロナウイルス感染症終息の兆しとともに徐々に利用実績が上がりました。地域福祉権利擁護事業では、ご高齢の契約者の入所や死亡等の理由を含む解約7件のうち、1件は令和4年度より開始した「法人後見事業」移行へとつなげることができました。老人福祉センターの施設管理面では、平成3年3月の建設当初から受託運営し、その後平成18年度から5年間区切りで指定管理(直近5年間:令和3年度～令和7年度)を受託しており、次期も効率的な管理運営を行えるよう努めます。近年では、老朽化による雨漏りや修理箇所が増加、修理費の増大、受託事業等の利用者増等の事業規模拡大に伴うスペース不足の課題などが生じており、今後の老人福祉センターやセンター周辺の展望について役場担当課と検討協議を進めています。

ボランティア活動推進

イベントとしての実施が中止となった福祉まつりでは、前年に続きカレンダーを作成し、福祉まつり関係者へ配布してつながり維持に努めました。また、町内2カ所で福祉まつり実行委員会団体の活動啓発の展示を企画実施しました。社会福祉施設体験事業(ワークキャンプ)では、社会福祉施設とボランティア協力校との創作を通じた利用者と児童生徒の繋がり支援を図りました。

ボランティア活動関係では、ボランティアセンターを活動推進の核とし、町内の様々な関係機関との連携を図りました。「音声訳ボランティア」と「傾聴ボランティア」のボランティア養成講座を実施し、今後も地域住民が進んで参加できる、ボランティアサービス開発に取り組みます。一般的には見えにくいとされるボランティア活動は、ボランティア活動保険【ボランティア活動保険加入者数631人(+25)、ボランティア行事用保険27件(-24)・参加者数2,784(+649)】の加入者数で把握しており、今後もボランティア活動の把握のため加入促進を図ります。福祉教育では、町内すべての小学校、中学校、高校、支援学校の11校(翔陽高校は独自の取り組み)を「ボランティア協力校」に指定し、本年は小学校2ヶ所で福祉教育を行いました。災害ボランティアセンター関係では、災害時におけるスムーズな設置運営ができるよう、職員研修にて「災害ボランティアセンターについて」の講義を実施し、職員の共通理解を深めました。

おわりに

昭和27年(1952年)4月から半世紀以上にわたり地域福祉推進に取り組んできた本会は、「地域の福祉力」の形成主体は住民であるという原点に立ち返り、住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした住民主体の地域福祉活動(地域福祉)を推進することに重点をおいた事業を展開します。地域の福祉課題や生活課題を住民とともに協議し、課題解決に取り組む過程に多くの住民を巻き込み、「他人事ではなく自分の問題だ」と気付くための場を作り、「福祉は行政や社協、民間の福祉事業者に任せておけば良い」という意識を変革します。隣近所や小地域での福祉活動の組織化は社協の使命であり、今後も社協が中心にすべき活動です。やさしいまちづくりの実現のため、本会役職員や関係者が総力をあげて社会福祉協議会の事業を広く住民へ周知し、多くの住民が福祉事業に関わることができるよう、事業の見直し・再検討を図り、地域福祉推進体制を確立します。

1.社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(1) 地域福祉関係

・地域福祉推進事業(第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進) **別紙1**

小地域福祉活動実践地区 16地区【18行政区】(+1)

【森、多々良、楽善、大津東、南杉水地区、引水、あけぼの、中陣内、日吉が丘、北出口、中央、真木、錦野、中学通り、中島、杉下】

小地域福祉活動推進地区 0地区【0行政区】(-1)

地域福祉推進委員の委嘱 37行政区 61名(-8)

地域福祉推進活動関係 合計 17回(-1)

地域福祉推進のための懇談会Ⅰ(5/12) 1回

地域福祉推進のための懇談会Ⅱ(9/27,9/28,9/30:小学校区ごとに分散して開催) 4回

地域福祉推進委員研修会(9/8:中学校区ごとに分散して開催) 2回

地域福祉推進職員等研修(5/31,6/24,8/30,10/18,11/8,11/15,11/21,12/15,2/3,2/13) 10回

小地域福祉活動実践地区・推進地区「座談会」開催支援 合計 13回(-6)

南杉水地区(桜丘区)「防災検討グループ支援」打ち合わせ 9回
(4/26,5/2,5/13,5/19,10/5,11/21,1/20,2/1,3/6)

南杉水地区(桜丘区)座談会(6/19,7/9,10/8,11/12) 4回

小地域福祉活動実践地区・推進地区への支援 合計 3回(-11)

日吉ヶ丘区(避難行動要支援者名簿説明 5/22) 1回

桜丘区(桜丘の集い 6/25,ふれあい交流の日 10/30) 2回

大津東区(光寿会コンサート 8/20) 1回

視察研修の受入やその他の地域支援 合計 11回(-10)

上中区(地域食堂 6/18) 1回

新区(防災会議及び組長会議 5/28,7/23) 2回

岩坂区(地域住民支え合い交流事業説明 2/17) 1回

馬場区(新任地域福祉推進委員への委嘱状交付 1/27) 1回

護川小学校区放課後子ども教室(8/4,8/8,8/22,8/25) 4回

年越しフードパントリー打合せ(10/27) 1回

ひとり親世帯、困窮世帯への支援(年越しフードパントリー12/23) 1回

第3期地域福祉活動計画・地域福祉計画推進(福祉課協働) 合計 1回(+1)

地域福祉計画等推進委員会 3/27 1回

・在宅介護者の集い(3/6) 計 1回 参加者 3人 **寄付金**

・在宅介護者のサロン「野ばら」(奇数月の第2火曜日に実施) 計 6回(延べ参加者数 0人) **寄付金**

実施日	5/10	7/12	9/13	11/8	1/10	3/14	計 6回(±0)
参加人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	合計 0人(±0)

・法外援護救済関係(行旅病人等旅費) (該当者数:0人)(-1) **寄付金**

(2) 心身障がい者福祉関係

・ふれあい交流バスハイキングの開催 【中止】 **共募**

(3) 老人福祉関係

・敬老会奨励補助金 (10地区(-3)、877人(-187)) **寄付金**
〔鍛冶、宮本、つつじ台、新、大津東、下陣内、美咲野、馬場、桜丘、杉上〕

・一人暮らし老人鏡餅配布(72歳以上)(民協と協働) 【中止】 **寄付金**

・もしも電話サービス*(6頁:再掲) **共募**

(4) ひとり親(母子・父子等)家庭福祉関係

・一日ふれあい交流会の開催(荒尾市) 【中止】 **共募**

・フードパントリーへの協力 7回(-3) **共募**
(6/18,7/23,8/20,10/22,11/20,1/28,2/18)

・ひとりだけの金婚式の開催(1/25) 2人(±0) **寄付金**

(5) 青少年福祉関係

・児童相談の開催：第 3 火曜日に心配ごと相談と併設(12 回)

・主任児童委員との連携(随時)

・社会福祉施設等体験事業(ワークキャンプ) 【中止】 **共募**

社会福祉施設等体験事業(ワークキャンプ)代替事業の開催

「おもいを届けよう！ふくしについて学ぼう！ 2022」

新型コロナウイルス感染症予防により、町内の社会福祉施設等での例年通りの交流ができない

中、児童生徒が身近な福祉とつながる機会を得て「おもいを通わせる」事業として実施。

感染症予防のため作品はボランティア担当教諭や社協職員が各施設へ届けた。

受け入れ協力施設総数 (20 施設)

ボランティア協力校総数 (9 校)

・ワークキャンプ代替事業アンケート調査(施設対象) 6/13 (68 施設)

・ワークキャンプ代替事業アンケート調査(協力校対象) 6/13 (12 校)

・知的障がい児(者)関係施設 【施設 3:協力校 4】

①大津あゆみ園 (室小学校・大津中学校:残暑見舞いカード)

②三気の会 (大津南小学校:残暑見舞いカード)

③つくしの里 (大津北小学校:残暑見舞いカード)

・高齢者関係施設 【施設 13:協力校 8】

①デイサービスいわさか (大津東小学校・大津小学校:残暑見舞いカード)

②おおづセンターホーム (翔陽高校:四季の絵)

③デイサービスつつじ山荘 (大津小学校:残暑見舞いカード)

④特別養護老人ホームつつじ山荘 (大津高校:マッチングができず)

⑤おおづかの郷 (大津中学校・大津高校:残暑見舞いカード)

⑥おおづ花風香 (大津高校:マッチングできず)

⑦デイサービス祐 (大津小学校・護川小学校:残暑見舞いカード)

⑧デイサービスまごころ本舗大津苑 (大津南小学校:残暑見舞いカード)

⑨デイサービス COCO スタ (大津東小学校・大津小学校:残暑見舞いカード)

⑩リハビリセンタースミレ大津 (室小学校・大津中学校:残暑見舞いカード)

⑪光進園 (翔陽高校:春夏秋冬壁かけ又は飾り)

⑫社会福祉協議会デイサービス (大津高校:残暑見舞いカード)

・児童福祉関係施設 【施設 4:協力校 4】

①ひまわりキッズクラブ (大津高校・大津北中学校・大津中学校:残暑見舞いカード)

②緑ヶ丘保育園 (マッチングできず)

③大津保育園 (翔陽高校:残暑見舞いカード・クリスマスカード)

(6) 低所得世帯福祉の推進

・福祉金庫の設置・運営

貸付件数:0 件(-8)、貸付金額:0 円(-135,000)

【内年度内償還完了件数:17 件(-34)】 42,000 円(-153,000)

金額	10,000 円未満	10,000 円以上 20,000 円未満	20,000 円	20,001 円以上 50,000 円未満	50,000 円以上 100,000 円未満	100,000 円
件数	0 件(-1)	0 件(-2)	0 件(-5)	0 件(±0)	0 件(±0)	0 件(±0)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う特例貸付運営

貸付件数:14 件(+7)、貸付金額:280,000 円(+98,000 円)

【内年度内償還件数:38 件(±0)】 286,000 円(+26,400)

金額	10,000 円未満	10,000 円以上 20,000 円未満	20,000 円	20,001 円以上 50,000 円未満	50,000 円
件数	1 件(+1)	2 件(+2)	10 件(+6)	0 件(-2)	1 件(±0)

※生活福祉資金相談員が生活福祉資金と併せて担当した。

・生活福祉資金貸付事業(県社協委託事業) 詳細は 9 頁に掲載

・生活困窮者等自立相談支援事業関係(県社協委託事業) 詳細は 9 頁に掲載

(7) 権利擁護事業関係

・法人後見事業(町補助事業) ※令和4年度新規事業 別紙2

保護類型	後見	補佐	補助	計	
受任件数	1 件	0 件	0 件	1 件	担当職員:1 名
(新規)	(1 件)	—	—	(1 件)	
活動件数	50 件	—	—	50 件	
相談対応件数	0 件	0 件	0 件	0 件	

法人後見事業運営委員会 12/23(1 回)、受任審査:1 件、受任決定:1 件

・地域福祉権利擁護事業関係(県社協委託事業・町補助事業)

日常的金銭管理等サービス利用援助 別紙3

利用者	精神	知的	高齢者	その他	計	利用者数:25 件(+1) 担当職員:3 名(±0)、生活支援員数:3 名(-3) 権利擁護事業延べ活動数:1,935 回(-380)
件数	7 件	9 件	8 件	1 件	25 件	
(新規)	(3 件)	(1 件)	(4 件)	(0 件)	(8 件)	
解約	0 件	1 件	6 件	0 件	7 件	解約理由:入所、自立による本人希望、死亡等

2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(1) ボランティアセンターの活動関係

・ボランティア協力校指定事業 指定校数 11 校(単独実施 1 校有)共募

(高校 1 校:大津高校(翔陽高校単独)、中学校 2 校:大津中・大津北中、支援学校 1 校:大津支援学校
小学校 7 校:大津小・室小・大津東小・大津南小・大津北小・護川小・美咲野小)

・ボランティア養成講座などの開催 (7 回(+5))共募

「傾聴ボランティアフォローアップ研修会」 11/18・25(2 回)

「音声訳ボランティア養成講座」 11/8・22(2 回)

「傾聴ボランティア交流会」 7/22・2/17(2 回)

「さわやかコール交流会」 1/20(1 回)

・ボランティアの派遣受給調整

ボランティア相談 相談件数:23 件(+7)

ボランティア登録 登録件数:41 件(-5)

ボランティア援助 援助件数:14 件(+14)

ボランティア活動保険 加入者数:631 人(+25)

ボランティア行事用保険加入件数 27 件、2,784 人(+649)

送迎サービス補償加入件数 0 件、0 人(±0)

福祉サービス総合補償加入件数 1 件、78 人(-20)

・各種ボランティアサービスの実施

音声訳サービス (利用者数:5 人、CD20 枚)

点訳サービス (利用者数:3 人、点訳本 36 冊)(±0)

・もしも電話サービス*(利用者数 69 人)(-1) 1 年間延べ利用者数 1,604 人(+80) 共募

利用曜日	登録利用者数	実施日数	年間延べ利用者数	ボランティア人数	
水曜日 (第 1.3)	19 人	23 日	437 人	1 人	延べ 19 人
水曜日 (第 2.4)	16 人	23 日	368 人	1 人	延べ 22 人
金曜日 (第 1.3)	17 人	23 日	391 人	2 人	延べ 24 人
金曜日 (第 2.4)	17 人	24 日	408 人	2 人	延べ 23 人
合 計	69 人	93 日	1,604 人	6 人	延べ 88 人

・食の自立支援事業担当者会議 資料配布のみ【中止】

- ・ボランティア連絡協議会への協力 (R2 年度より活動休止)
- ・収集ボランティアへの協力
 - 古切手 (6 人、7 団体)(+3、+2 団体)
 - 使用済みテレフォンカード (0 人)(±0)
 - 書き損じ葉書 (1 人、1 団体)(+1)
 - 未使用葉書 (0 人)(±0)
 - その他(ベルマーク他) (0 人)(±0)
- ・福祉教育関係
 - 福祉講話への職員派遣等(大津小 3 回、大津東小1回) 【合計:4 回】(+4)
- ・災害ボランティアセンター活動関係
 - 災害ボランティアセンター設置訓練 6/24 1 回
 - あんしん声掛け訓練への参加(福祉まつりにて実施) 【中止】
 - 菊池圏域ブロック社協災害相互応援協定会議(大津町)8/29、3/3 2 回
 - 菊池圏域ブロック社協定期情報交換会 6/29(大津町) 1 回
- ・善意銀行の設置・運営
 - 令和 4 年度 大 津 善 意 銀 行 状 況
 - 現金口座(払出 0 件)、物品口座(預託 21 件、払出 21 件) 別紙4

3.社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(1) 福祉啓発関係

- ・福祉まつりの開催 (代替でカレンダー制作事業を実施:800 部)【中止】 共募
- (代替で展示コーナー実施:2 回 大津町役場 2/27～3/2、イオン大津店 3/3～3/13)
- ・民生児童委員退任記念品の贈呈【令和 4 年度一斉改選】 33 人(+33) 寄付金
- ・地域福祉推進懇談会の開催 (5/12、9/27、9/28、9/30:小学校区ごとに分散して開催)5 回 共募
- ・ふれあいサロン推進事業(町内におけるサロン活動)10 地区(-3)【助成 9 ヶ所(±0)】 共募
- 〔 あけぼの区:11 回/年、北出口区:5 回/年、多々良区:14 回/年、錦野区:2 回/年
下陣内区:13 回/年、新区:10 回/年、片俣区:12 回/年、大林区:20 回/年、桜丘区:11 回/年、真木区
各種福祉団体への助成 5 団体(±0) 寄付金 〕

身体障がい者福祉会	老人クラブ連合会	ひとり親家庭福祉協議会
更生保護女性会	民生児童委員協議会	

(2) 調査広報関係

- 介護保険認定者数調査(要介護 1,184、要支援 385) 1,569 人(+26)
- 65 歳以上の介護認定率 18.67%(+0.7)
- 障害手帳保持者調査 1,895 人(+102)
- 内 訳:身体障害者 1,172 人(+3)、知的 389 人(+33)、精神 334 人(+66)
- ※ 精神通院公費負担者 822 人(+71)は含まず。(令和 5 年 3 月末現在)
- 生活保護世帯調査 186 世帯(+4)
- ひとり親(母子父子)世帯調査(母子 252、父子 19、その他 7) 278 世帯(-2)
- 一人暮らし高齢者調査(男性 242(+26)、女性 619(+24)) 861 世帯(+50)
- 高齢者夫婦世帯調査 978 世帯(+26)
- 地区別高齢化率調査
 - 町内高齢化率 23.12%(+0.34)
 - 最高地区「米 山 区」 92.86%
 - 最低地区「美咲野 4 丁目区」 1.23%
 - 町平均以上の地区数 73.9%(51/69 行政区)(±0)
 - 町平均以下の地区数 26.1%(18/69 行政区)(±0)
 - 北部地区(北小校区:44.82%、護川小校区:32.74%) 41.28%
 - 中部地区(大津小校区:24.37%、室小校区:24.14%、美咲野小校区:14.94%) 21.15%
 - 南部地区(南小校区:39.97%、東小校区:52.19%) 46.08%
- 15 歳未満人口調査 5,959 人(-51)
- 15 歳未満人口比率調査 16.58%(-0.22)
- 人 口 調 査 35,946 人(+78)
- 世 帯 数 調 査 15,648 世帯(+54)

社協広報「ふれあいネットワーク通信」の発行 (毎月:全戸配布 14,000 部) **共募**
 【毎月 15 日発行の町生涯学習情報紙に同時掲載】(14,000 部×12 ヶ月=168,000 部)(+2,500)
 ホームページの運営 アドレス【 <http://o-shakyo.info/> 】
 【年間カウント数 5,763 件(-363)】
 社協ブログ(日記)の運営 アドレス【 <http://blog.goo.ne.jp/o-shakyo> 】
 【年間カウント数 66,585 件(+7,287)、年間掲載記事数 171 件(-1)】
 ツイッター(ミニ日記)の運営 アドレス【<https://twitter.com/oozushakyo>】
 【ツイート 11,000 件(+661)、フォロー 726 件(+90)、フォロワー 1,660 件(+193)】
 フェイスブック(情報掲示板)の運営 アドレス【大津町社会福祉協議会】
 【いいね! 1,207 件(+160)】
 ライン(ミニ情報掲示板)の運営 アドレス【@566zwroh】
 【友達申請 26 件(±0)】
 インスタグラム(アルバム記録)の運営 【ツイート 150 件、フォロー 290 件、フォロワー 448 件】

4. 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(1) 各種募金活動への協力(日赤、共募)

令和 4 年度 日本赤十字社熊本県支部大津町分区 **別紙5**
 目標 4,439,000 円(実績 4,133,000 円)93.1%
 (昨年度比:目標+110,000 円、実績-92,000 円)
 協力率 53%、[協力世帯数:8,266 世帯、世帯数:15,716 世帯](令和 5 年 3 月末現在)
 令和 4 年度 熊本県共同募金会大津町分会 **別紙6**
 目標 5,763,000 円(実績 5,712,705 円)99.1%
 (昨年度比:目標+128,000 円、実績-66,255 円)
 協力率 53%、[協力世帯数:8,348 世帯、世帯数:15,716 世帯](令和 5 年 3 月末現在)

(2) 在宅福祉サービスの充実

・介護用品等の無料貸出 貸出総件数:75 件(+31)
 車椅子 38 件(39 台)、ポータブルトイレ 7 件(7 台)、歩行器 1 件(1 台)、シルバーカー 1 件(1 台)、
 身長計 2 件(2 台)、シャワー椅子 4 件(4 脚) 高齢者疑似体験セット 1 件(5 セット)
 レクリエーション用具等 プロジェクター・スクリーン 8 件(8 台)、日赤大鍋 1 件(3 セット)、
 輪投げ 4 件(4 台)、ルーレットゴルフ 4 件(4 台)、綿菓子機 1 件(1 台)、ボーリングセット 1 件(1 セット)、
 基石ビンゴ 1 件(1 セット)、椅子 1 件(14 脚)

(3) 町受託事業関係(介護予防・生活支援事業、地域支援事業等)

(ア)令和 4 年度 高齢者 ホームサポート 事業 状 況 **別紙7**
 年間延べ利用回数 212 回(-75) 派遣時間 212 時間(-75)

(イ)令和 4 年度 食 の 自 立 支 援 事 業 状 況 **別紙8**
 年間延べ利用者数 5,830 人(-1,041) 実施日数 310 日(±0)

令和 4 年度 生きがい活動通所支援事業 状 況

(ウ)介護 予 防 はつらつ元 気 づくり事業 状 況 **別紙9-1**
 年間延べ利用者数 3,659 人(-540) 実施日数 305 日(36)

(エ)介護 予 防 型 ミニデイふれあい事業 状 況 **別紙9-2**
 年間延べ利用者数 2,049 人(-393) 実施日数 199 日(-2):311 地区(+4)

(オ)令和 4 年度 心 配 ご と 相 談 事 業 状 況 **別紙10**
 相談員 10 名:年間延べ相談件数 56 件(-65)(実施日数 60 日(±0))

(カ)令和 4 年度 老人福祉センター利用 状 況 集 計 表 **別紙11**
 年間延べ利用者数 17,454 人(-17) 開館日数 361 日(±0)
 新型コロナウイルス感染症予防対策による利用制限有り
 避難所開設(福祉避難所) 開設 9 日間(-5)(避難者延べ 51 世帯(+23):89 名(+59))
 台風 4 号避難所開設<<避難者 0 世帯、0 名>> (7/5)1 日間

大雨避難所開設《避難者 0 世帯、0 名》 (7/15～16)2 日間
 大雨避難所開設《避難者 0 世帯、0 名》 (7/18～19)2 日間
 台風 11 号避難所開設《避難者 12 世帯、15 名》 (9/5～6)2 日間
 台風 14 号避難所開設《避難者 39 世帯、74 名》 (9/18～19)2 日間

(キ)生活福祉資金貸付事業(県社協委託事業)

生活福祉資金相談員活動状況 **別紙12**

生活福祉資金相談員を配置 **【相談件数:286 件】(+34)**

申込件数:0 件	貸付件数:0 件	貸付合計額: 0 円
----------	----------	------------

新型コロナウイルス感染症対策に伴う貸付相談件数等 (R4.9/30 終了)

種 類		件 数	前年度比
緊急小口資金 (県社協)	相談	90 件	▲176 件
	郵送	11 件	▲22 件
	申請	25 件	▲54 件
	貸付合計金額	4,100,000 円	▲21,500,000 円
総合支援資金 (県社協)	相談	89 件	▲276 件
	郵送	6 件	▲8 件
	申請	25 件	▲110 件
	貸付合計金額	12,750,000 円	▲129,050,000 円
住居確保給付金 (県福祉事務所)	相談	13 件	▲12 件
	申請	5 件	4 件
小計	相談	192 件	▲464 件
	郵送	17 件	▲30 件
	申請	55 件	▲160 件
	貸付合計金額	16,850,000 円	▲150,550,000 円

(ク)生活困窮者等自立相談支援事業関係(県社協委託事業)

生活困窮者等自立相談支援事業状況 **別紙13**

年間相談件数 83 件(-54)(年間延べ活動回数 1,104 回)(-163)

(4) 介護保険事業等状況関係 及び (5) 介護予防・日常生活支援総合事業関係

(ア)令和 4 年度 居 宅 介 護 支 援 事 業 等 状 況 **別紙14**

月平均利用人数 65 人(-37)(介護1:29 人、介護2:20 人、介護3:8 人、介護4:5 人、介護5:3 人)
 介護予防等:月平均利用人数 12 人(+2)(要支援1:4 人、要支援2:5 人、事業対象者:3 人)
 介護保険等収入(補助金事業収入を除く):9,878,540 円(-125,860 円)

(イ)令和 4 年度 訪 問 介 護 事 業 等 状 況 **別紙15**

合 計:年間延べ利用人数 3,074 人(-908)(派遣時間 2,964 時間 42 分)
 内 訳:訪問介護:年間延べ利用人数 1,975 人(-974)(派遣時間 1952 時間 47 分)
 総合事業:年間延べ利用人数 1,099 人(+66)(派遣時間 1011 時間 55 分)
 介護保険等収入:10,198,000 円(補助金事業収入を除く)(-2,497,730 円)

(ウ)令和 4 年度 通 所 介 護 事 業 等 状 況 **別紙16**

合 計:年間延べ利用人数 6,097 人(-945)
 内 訳:通所介護:年間延べ利用人数 5,307 人(-977)
 総合事業:年間延べ利用人数 790 人(+32)
 介護保険等収入(補助金事業収入を除く):44,489,750 円(-6,124,150 円)

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業関係

(6) 介護職員処遇改善の状況

訪問介護事業、通所介護事業、障がい者居宅介護事業に従事する介護職員へ支給

支給月額	正規職員	嘱託職員	パートタイム職員	登録ホームヘルパー
介護職員処遇改善手当	13,000 円	11,000 円	8,000 円	6,000 円
ホームヘルパー手当	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円

(7) 障害者居宅介護事業状況関係

(ア)令和4年度居宅介護事業状況 **別紙17**
合計:年間延べ利用回数 2,661 回(+71)(派遣時間 3,587 時間 00 分)
内 訳:居宅介護:年間延べ利用回数 2,305 回(+13) (派遣時間 2,718 時間 00 分)
同行援護:年間延べ利用回数 168 回(+36) (派遣時間 330 時間 30 分)
移動支援:年間延べ利用回数 188 回(+22) (派遣時間 538 時間 30 分)
障がい福祉サービス等収入(補助金事業収入を除く):10,771,730 円(+1,316,010 円)
・社会福祉法人等による利用者負担額軽減(障害者居宅介護事業) 0 名(±0)

(8) 事務局関係

・役員会等

理事会 (6/3、10/24、3/20)3 回
評議員会 (6/20、11/14、3/29)3 回
定期監査 (5/31)1 回
県指導監査 (1/16)1 回
資産変更登記 (6/21)1 回
評議員選任・解任委員会 (6/20、3/29)2 回

・ファンドレイジング関係

准認定ファンドレイザー必修研修(体系的にファンドレイジングを学べる基礎講座)受講 10/4

・実習受入関係

受入期日	日数	受入施設(学校)人	介護従事者 実務者研修	介護従事者 初任者研修	介護等 体験	社会福祉 援助技術 現場実習	介護 実習	教職免許 介護等体 験	その他 インターンシップ デュアルシステ ム
7/12~7/15	5 日	阿蘇中央高校					1 人		
1/31~3/3	23 日	九州看護福祉大学				1 人			
11/28~12/28	23 日	熊本 YMCA 学院				1 人			
8/18~9/23	23 日	熊本学園大学				2 人			
10/18~10/21	4 日	翔陽高校							2 人
	78 日	5 団体:7 人受け入れ	0	0	0	4	1	0	2
前年度比	-2	±0 団体:-1 人	±0	±0	±0	-1	-1	±0	+1

・視察等受入関係等

人吉市社協地域支え合いセンター事業視察研修受入 8/12

・職員研修・会議等

年間活動 報告表 **別紙18**

・職員会議関係

会議名	開催日	開催時間
正規職員会議	毎月10日 前後	18:00~ 2時間
衛生委員会	毎月10日 前後	30 分程度
地域福祉係ミーティング	毎月15日 前後	1時間程度
総務係ミーティング	毎月15日 前後	1時間程度
ヘルパーミーティング	毎月15日 前後	11:20~ 1時間
デイサービスミーティング	毎月第2 木曜日	16:30~ 1時間
居宅介護ミーティング	毎月10日 前後	1 時間程度
ミニデミーティング	毎月第3 水曜日	14:00~ 1時間
権利擁護事業ミーティング	毎月第3 火曜日	14:00~ 1時間
食の自立支援ミーティング	毎月最終 水曜日	16:00~ 30 分間
生活困窮者等自立支援事業支援調整会議	毎月 1 回	9:00~ 1時間
ケアマネ倶楽部	毎月第2 火曜日	12:30~ 1時間

・職場内研修等関係

実施日	内容	講師等
6/24	災害ボランティアセンターについて	熊本県社会福祉協議会 ボランティアセンター 所長 桂誠一 氏
9/28	交通安全講習	大津警察署 交通課 指導係警部補 槌田貴 宗氏
12/16	腰痛について	樽美整形外科医院院長 樽美光一氏(産業 医)
2/22	ワークライフバランスについて	株式会社 adapt・next 熊野たまみ氏
毎月	訪問介護従事者	ミーティング時に研修を実施
毎月	通所介護従事者	ミーティング時に研修を実施
毎月	障がい者居宅介護等従事者	ミーティング時に研修を実施
8/22	職員健康診断 ストレスチェックテスト	熊本県総合保健センター移動検診車 オンライン受検

・防災関係

町地域防災会議及び水防協議会・国民保護協議会	5/25
大津町総合防災訓練実行委員会	8/26
町総合防災訓練	10/23
シェイクアウト訓練	11/2
消防訓練:1回	3/14

・各種団体事業への協力

つつじ祭りへの協力(つつじ祭り実行委員会主催)	【中止】
からいもフェスティバルへの参加(からいもフェスティバル実行委員会主催)	【11/13】
各種団体総会等への参加(大津町)	
・ 【更生保護女性会 4/22、身体障がい者福祉会:中止、老人クラブ連合会:中止、ひとり親家庭福祉協議会 5/21】	
民生委員児童委員協議会定例会(民生委員児童委員協議会主催)	【毎月第1金曜日】
民生委員推薦会(福祉課主催)	【8/24、10/17、12/27】
地域ケア会議定例会(地域包括支援センター主催)	【毎週火曜日】
大津町在宅医療・介護連携会議(地域包括支援センター主催)	【8/1、2/20、3/1(研修会)】
大津町福祉の窓口包括化推進会議(福祉課主催)	【毎月1回】
大津町要保護児童対策及び防止対策地域協議会への参画	【6/22、2/27(研修会)】
大津町男女共同参画審議会への参画	【5/19、8/18、11/1、3/22】
地域包括支援センター地域密着型サービス運営委員会への参画	【10/12】
大津町スポーツ推進審議会への参画	【7/14】
社会を明るくする運動	【7/2】
青少年育成町民会議	【書面表決】
大津高等学校 学校運営協議会	【書面表決】
大津支援学校 学校運営協議会	【書面表決】
老人クラブ連合会(会長会、女性部会、シルバーヘルパー定例会(老人クラブ連合会主催))	運営支援
NPO 法人(特定非営利活動法人)(みんなのおうち、あぼり、すまいる、ココリス等)	活動支援
おおづおにぎり会(子ども食堂)、陣内食堂(地域食堂[三気の里:BeTree])	活動支援

・寄付団体一覧

つつじ台手芸クラブ	4/28	もったいない隊
肥後大津ロータリークラブ		(室地区住民の自主組織)
(50周年記念チャリティーゴルフ益金)	5/30	大津北中学校 3年部
菊池郡の未来を考える会		大津高校 36期美術コース
(チャリティーゴルフ益金)	11/1	熊本県立大津高等学校
大津町心配ごと相談員一同	11/30	東京エレクトロン九州(株)
大津菊陽管工事業組合		(マッチングギフトによる寄附)
(組合員による寄附)	12/15	3/31

- 参 考 資 料 -

(社会福祉協議会の根拠法)

社会福祉法 第 1 章「総則」
(地域福祉の推進)

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指す行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他のサービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法 第 10 章「地域福祉の推進」
(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民等が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第 106 条 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
 - 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
 - 二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
 - 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業 ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業 ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業六前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業 3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
社会福祉法 第 10 章「地域福祉の推進」 第 1 節「地域福祉計画」 (市町村地域福祉計画) 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として<u>次に掲げる事項を一体的に定める計画</u>(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。 <u>一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</u> <u>二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</u> <u>三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</u> <u>四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</u> <u>五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項</u> 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、<u>地域住民等の意見を反映させる</u>よう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。 3 市町村は、<u>定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行う</u>よう努めるとともに、<u>必要であると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更する</u>ものとする。
社会福祉法 第 10 章「地域福祉の推進」 第 2 節「社会福祉協議会」 (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会) 第 109 条 市町村社会福祉協議会は、1 又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において<u>次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体</u>であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。 <u>1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</u> <u>2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</u> <u>3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</u> <u>4 前第 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</u>

改正社会福祉法：令和 3 年 4 月 1 日施行